

日墨間活動寫真フィルム交換件

REEL No. 1-0213

0007

三月十一日

第二部

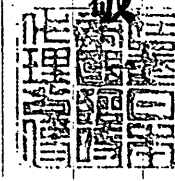
附屬未着

通信第一號

大正九年一月二十日

在墨

臨時代理公使 伊藤 敬



外務大臣内田康哉殿

里坐國活動船心共「フィルム」送付件

當國內務大臣「マヌデギレ」ベルラガ「丸」ヨリ寄贈係ル里坐
國風景ヲ撮像セル活動「フィルム」五巻次便東洋汽船會社
南米船靜洋丸船長ニ托シ及御送付候間上記内務大臣ノ
希望通り可成弘ク本邦公眾ニ紹介方御配慮相煩度將
又本邦製「フィルム」シテ「アヒガンダ」ニ供シ得ルモノアラハ交換

在墨國日本公使館

的意味ニ於テ寄贈相受度日同大臣ヨリ申越有之候間
是亦可然御取計相成度此般申進候 敬具

要處分
情報部長

情報部次長

受0758月

字

Recibí de la Agencia Aduanal del F. O. N. de F. una cajapellon-
las Mexicanas, consignada al Ministerio de Relaciones Exterio-
res en T O K I O.

Salina Cruz. Oax Mayo 3 de 1920.

Contador del "Kijo Maru."



急

秘

1560-10
1560-10

主後 情報部 第二部

墨國活動寫真フィルムニ關スル件

要處分

(一) 墨國事情ヲ廣ク日本ニ紹介シ度シト云フ同國內相ノ希望ニ就テハ東京日々新聞社及ヒ大阪毎日新聞社ニ於テ活動寫真班ヲ有シ全國ヲ巡回セシメツ、アルカ故ニ先ツフィルムヲ兩社ニ貸與シ一般ニ紹介スルノ方法ヲ採ル事

情報部長

(二) 交換的意味ニ於テ日本ニ關スル活動寫真フィルム寄贈ノ希望ニ就テハ帝國教育會ニ依囑シテ左記ノフィルムヲ複製寄贈スル事(帝國教育會見積

書添附)

情報部次長

◎東京見物(二卷) 二千百尺 五百二十五圓

◎製茶工業(二卷) 千百尺 二百七十五圓

◎日光及中禪寺湖風景(二卷) 千六百尺 四百圓

秘書長
直ニ行スルニシテ
スレ七一四

外務省

計 六卷 四千六百尺 壹千二百圓

(但シ價額ハ多少ノ高低アルヤモ知ラス)

外務省

帝國教育會製作活動寫真映画配布規定

第一條 本會製作の活動寫真映画の購入を希望せらるる向は左記各項承諾の上申込まるべし

第一項 本會製作の映画は購入者に於て獨りに切除若くは改竄せざること

第二項 本會製作の映画は其の一部を譲り購入者にて於て劇其他の映画に利用せざること

第三項 本會製作の映画を以て本會の名譽を傷け本會の迷惑となるべき行為を為さざること

第四項 前三項に抵触したる場合には支払より生じたる一切の責に任じ依て生じたる一切の損害を賠償すべし

第五條 本會製作の活動寫真映画を購入せんとする場合には本會事務所に申込まるべし

第六條 本會は購入申込書に基き詮考の上其の配布の應否を決定す

第七條 配布應諾を得たる申込者は各映画に就き別記複製実費を前納せらるべし

第八條 映画送料は購入者の負擔とす

本會製作活動寫真フィルム複製實費

學生々活 二巻 二千円 五百円

東京見物 二巻 二千五百円

養蚕製絲工業 二巻 千九百円

製茶工業 二巻 千四百円

日光及中禪寺湖風景 二巻 千六百円

備考

前記複製実費ノ原料價格ノ高低ニヨリ変更スルコトアルベシ

文書課長

大正九年七月廿二日接受

高松 浄原

大正九年七月廿三日附

次官

報告書

禁証執等七冊世三日發給

主任

情報部次長

情報部第二部

田外務大臣

在墨代理公使伊藤敬一殿

簿号

墨國活動写真フィルムニ関スル件

本件ニ関シ本年一月二十日附用公信第十六号

外務省

ヲ以テ御表示ノ趣了承右ノ中墨國事情ヲ

廣ク日本ニ紹介シ度シトノ同國外務大臣ノ希

望ニ関シテハ東京日々新聞社及ビ大阪毎日新

聞ニ於テ活動写真班ヲ有シ日本全國ヲ巡回セシ

メツツアルニ付右寄贈ニ係ル活動写真フィルムヲ

先ツ両社ニ供託シ廣ク公衆ニ觀覽セシムル

事ニ決定シ既ニ供託ヲ終リ候ニ付右様御了

承相成度又日本ニ関スル活動写真フィルム寄

急再

贈与ニ就テハ帝國教育會ニ依頼シ目下東京
見物(二卷ニ千尺)製茶工業(二卷千百尺)日光及
中禪寺湖風景(二卷千六百尺)ヲ複製中ニ付八
月初旬ニハ發送ノ運ビニ至ルベク右御落手ノ
上ハ佐國政府ニ交付方可然レテ取計相成度
此段申進候也

外務省

附屬書類添附

大正九年九月四日 接受

第二部 第一課

外 外

大正九年七月二十四日

在墨國 日本帝國公使館



外務大臣官房文書課 御中

あは

長
名
26088

墨國活動寫真フィルムニ関スル件
本件ニ関シ本年六月八日附テ以テ御照會ノ次第致
了承候右ハ本年五月三日「サトウ」ニ港ニ於テ紀
洋丸事務長佐々木憲正ニ托送シタルコト相違無之
候次第右様御承知ノ上萬一未着ナルニ於テハ東
洋汽船會社ニ御立文涉相成度別紙同事務長
領收證相添ヘ此段及御回答候也

在墨國 日本公使館

文書課長

大正九年二月九日 發

印

大正九年十一月五日 起草
同 八年 八月九日 附

有附屬物

管情報部

主任

大正九年二月九日 發

要再回 執り送第 一三九 號

内田分務大五

主管

在墨、以理公使宛

活動寫真フィルム送附ニテハ件

日美之日善洲

本件ニ関シテ送附ニテハ件

進呈 欲所者無也 東京見物ニ卷製系

外務省

工業ニ卷日先及中禪寺湖ニ卷合

計四百六十百尺、活動寫真フィルム

洋汽船 便ヲ以テ送附

可ト查收相成ニ尚ホ墨瓦改付寄

贈ニ係リ同且風景寫真ハ絹般車

京日々新子社半價日比谷公園ニ於テ開

公債存立等ニシテ別爲ニ守東約ナリ人ノ觀覽ニ

保人ニシテ力ニ付テハ觀衆合計約十方

保人ニシテ力ニ付テハ觀衆合計約十方

發前 會計課

子

付致方有先中内斗
不致討へ相連相成、取併也
手申進候也

(本邦増三編子海書)

男 書

回信ノ事ハ、IS A 〇〇〇〇〇〇〇〇

附屬書類添附

大正十年四月廿一日接電情報部 第三部

公信第七六號

大正十年三月十日

在墨

臨時代理公使伊藤

受12334

外務大臣伯爵内田康哉殿

活動寫真「カリス」交換

希望者ニ関スル件

當面「カリス」(German Camd y. etc.)

Call Belianis Rominguey #10, Mexico, S. G. (商會代表

者ヨリ別紙譯文、如キ覽書ヨリ當館ニ提出シ同

商會ニ於テ調製シタル墨國活動寫真「カリス」ト

在墨國日本公使館

日本製「カリス」ト交換ヲ希望スルニ付確實ナル

日本活動寫真商會社へ紹介方願出候間委細

別紙ニ就キ御承知ノ上可然御取計相煩度此

段申進候 敬具

カリス



覺書

「ヘルマン・カリス、イ・コムパニヤ」商會ハ年々歐米ヨリ價格
三十万ポンドノ「フィルム」ヲ輸入シ居有様ナガ最近墨
西哥市ニ於テ最新式ニ依ル撮影並「フィルム」製造
工場ノ設立ヲ終ヘ既ニ二個ノ「フィルム」ヲ完成セシメタリ
右ハ孰レモ七々吹ノ長サヲ有スルモノニシテ其藝題尤
一如シ

「死後迄」墨國人「マヌエル・オト」ノ作ニ係リ
墨國俳優ノ上演シタル喜劇ナリ他ノ一ハ「擴ケタル翼」
ト題シ墨國人「アルフォンソ・テハザグレ」ノ作前同様
墨國俳優ニ依リ上演セラルモノニシテモ「都鄙」ニ於テ

在墨國日本公使館

ル墨國人ノ生活狀態ヲ知リ得ヘキ「レナラス」收陸軍ノ
模様並墨國ニ於テ現行飛行界ノ進歩ノ有様モ
公報ヲニスル

「ヘルマン・カリス、コムパニヤ」ハ墨國西カモノ「フィルム」ト日本
俳優ノ演シタル日本近世ノ事情ヲ表ハシタル「フィルム」
トノ交換ヲ希望ス

右ノ為前記商會ハ日本ニ於テ「フィルム」製造商會
社ト關係ヲ結ビ且墨國ニ齎シ得ヘキ「フィルム」ノ
名稱、助書及墨國方面ニ於テ「版權」ヲ「フィルム」一
吹又ハ「米突」ノ價格幾何ナルカヲ知シト欲ス但シ連
テハ西班牙及南米ニ於テ「版權」ヲ得ルコトアルヘシ而テ
右價格ハ日本價又ハ他ノ貨幣ヲ以テ表スルコトヲ
得ベク我墨國製「フィルム」ノ價格ハ墨價又ハ米價

米一市ハ墨(ロンドン替)ヲ以テ定ムベシ

入手シタル日本製映画ハ當市ニ於テ先重光一劇場ニ於テヤクトモ一週間之ヲ展映シタ後各活動寫眞館ニテ之ヲ展覽ニ供シ其後若知國ノ重光タル都市ニ於テハ示スベシ

時日ヲ利スル爲日本政府又ハ當地日本帝國公使館ノ保證セル日本ノ一商會ヨリ電報アリ次第直ヤ前記ニ卷ノ實物寫ヲ送附スルコトヲ得ベシ右「フイルム」卷ノ價格ハ墨銀三千圓シ(又ハ此レニ相當スル米價)ニシテ日本全國ニ於テハ示スル爲ノ版權ヲモ包含ス又映画ノ藝題、説明等ハ日本語ニ翻譯シ易キ様西班牙語又ハ英語ノ見本ヲ送附スルコトヲ得右ニ對シテ當方ハ助書、長サ等ヲ於

在墨國日本公使館

テ略墨國「フイルム」等シキ一ニ日本「フイルム」寫ヲ受領スル時又ハ積荷證書ヲ受取リタル時直ニ現金ヲ以テ仕拂フベシ但シ交換ハ當方ノ希望セルニ若シ日本ニ於テ之ヲ望マサル時ハ之ヲ買入ルベシ

我「ヘルミンカリス」フ「ロピア」ハ日墨間ノ交誼ト商業上ノ關係トヲ益深厚ナラシムル爲兩國ガ相互ニ了解ヲ得ントトテ希望スルモノナルコトヲ茲ニ表明ス

吾人ガ日本帝國ニ對シ抱キタル法意ガ該地ニ於テ見ラレルナラバ我商會ハ代表者々々方支配人ヲ日本ニ遣ハシ墨國製物品ヲ持歸セシメテ爾等品ノ交換ヲサシ

ルト共ニ墨國ニ齎シ得ベキモノ日本ニ於テ標榜セルハハ大通ハ西語佛語及英語ヲ以テナスヲ得ヘハ當方仕拂及取立ハ嚴格ニ現金取引ナリ

大正五年三月三日
墨國の市
ヘルミンカリス、ロピア

大 次 亞 細 亞 通 條 情 人 會 文 平
臣 官 亞 米 商 約 報 事 計 書 和 條 約

要再回

文書課長(印) 大正十年九月九日 接受 93 (印) (甲號用紙)

文書課發送 大正十年九月九日 伊書 (印) 正校(原稿) (印) (淨許) (印)

主 管 主 管 情報部第二課

任

(起草大正十年九月九日)

報 機 普通 第 九 號

大正十年 九月十日附

附屬書 通

受信 在墨

人名 伊藤臨時代理公使

發信 人名

内田大臣

件名 活動官と真、フィルム交換 希望者ニ南ニル件

名 込 綴

本年三月十日附貴信第七六号ノヨリテ

由申越ノ趣旨了 依而ヘルマニカニス

会社ヨリノ申出ニ南ニ有カニル日本

公 信 案

外 務 省

活動官真株式会社ト交渉ノ致知処
同社ニ於テハ、フィルムノ物々交換ハ希
望ニアラサルモ、通常ノ賣買取引ナ
ラバ喜ミテ交渉ニ進ムル由ニ有クハ
ニ付、詳細ノ事項ハ、同社営業部
川上宛ニ直接交渉ノ致様ヘルマニ
カニス、ハ傳達方取計度此段 田答
報 申進候也